

宇部市禁煙外来治療費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公的医療保険が適用される禁煙外来治療（以下「禁煙治療」という。）を受ける者に対し、宇部市禁煙外来治療費助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、受動喫煙（健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十八条第三号に規定する受動喫煙をいう。）の防止を図るとともに、市民の禁煙に向けた取組を推進することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第4条第1項の規定による申請の日（以下この条において「登録申請日」という。）において、満20歳以上であること。
- (2) 禁煙治療に公的医療保険が適用されていること。
- (3) 妊娠中及び授乳中でないこと。
- (4) 登録申請日から禁煙治療を完了した日までの間において、継続して宇部市の住民基本台帳に記載されている者であること。
- (5) この要綱による助成金の交付を受けたことがないこと。
- (6) 第4条第2項の規定による登録の通知の日の属する年度（市の会計年度をいう。第5条第1項において同じ。）の末日までに禁煙治療における所定の治療過程を完了していること。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次に掲げる禁煙治療に要した費用の額の合計額から公的医療保険その他の公的給付の額を控除した自己負担額の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は1万円のいずれか低い額とし、市長は、予算の範囲内で助成金を交付する。

- (1) 初診料
- (2) 再診料
- (3) ニコチン依存症管理料
- (4) 処方料
- (5) 処方箋料
- (6) 調剤基本料
- (7) 調剤料
- (8) 薬剤服用歴管理指導料
- (9) 薬剤料（医師の処方により購入する禁煙補助薬に限る。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める費用

(登録の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、禁煙治療を開始する前に、宇部市禁煙外来治療費助成事業登録申請書（様式第1号）を市長に提出し、登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否について、宇部市禁煙外来治療費助成事業登録審査結果通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録の決定をする場合は、助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(交付の申請・請求)

第5条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた申請者は、禁煙治療における所定の治療過程を完了したときは、当該登録の通知の日の属する年度の末日までに、宇部市禁煙外来治療費助成金交付申請書兼請求書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 禁煙治療に要した費用が確認できる領収書及び診療明細書及び調剤明細書
- (2) 禁煙外来治療完了証明書（様式第4号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、助成金を交付することを決定したときはその旨を宇部市禁煙外来治療費助成金交付決定通知書（様式第5号）により、交付しないことを決定したときはその旨を宇部市禁煙外来治療費助成金不交付決定通知書（様式第6号）により、それぞれ当該申請をした者に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。